

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱
(二次募集)

(通則)

第 1 条 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金の目的は次のとおりとする。

- (1) 有機 EL 分野への参入又は有機 EL 分野における事業拡大を目指す企業の製品開発、販路開拓等に対する補助を行うことによる福岡県における有機 EL 関連産業の振興。
- (2) 次世代発光材料分野への新規参入又は次世代発光材料分野における事業拡大を目指す企業の発光材料のサンプル合成費用等に対する補助を行うことによる福岡県における次世代発光材料関連企業の育成

(補助の対象者)

第 3 条 補助の対象者は次の各号に掲げる企業とする。

- 一 福岡県内に事業所を持つ企業
 - 二 応募時に福岡県内に事業所を持っていない企業であって、補助対象期間内に事業所を持つ予定のある企業
- 2 下記の者は補助対象外とする。
- 一 財務内容が著しく不健全である者
 - 二 税金等の法律等で義務付けられている経費の滞納者
 - 三 暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

(交付の対象)

第 4 条 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）は、第 2 条の目的を達成するために行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金交付の対象として財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、1/2 以内の補助率を乗じた額で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の費目は設備備品費、人件費、消耗品費、旅費、諸謝金、借損料、委託費、産業財産権等取得経費、展示会出展等経費及びその他の経費とする。
- 3 次の各号に掲げる経費は補助対象経費として認められない。
 - 一 補助事業の実施に必要な経費
 - 二 収支に関する証拠書類が欠けている経費
 - 三 交付決定通知日前に発生した経費
 - 四 補助金の交付の決定をした会計年度の 2 月 12 日又は補助事業が完了した日のいずれか早い方の日の後に支払額が確定した経費
 - 五 実績報告書の提出日の後に支払った経費
 - 六 汎用性の高い事務用品及び機械等の購入費並びに販売を目的とした商品の原材料費等

- 七 本事業に直接従事する者の製品開発業務及び販路開拓業務に係る時間に対応する人件費以外の人件費
- 八 特別車両料金、ビジネスクラス等の運賃、並びに経済的かつ合理的ではない自家用車等のガソリン代及びタクシー代等
- 九 補助事業者が定める規程等に則っていない又は社会通念上の常識的な金額の範囲内でない諸謝金
- 十 食糧費及び振込手数料
- 十一 消費税及び地方消費税に係る経費（旅費等の内税を含む。）
- 十二 その他、財団が不相当とみなす経費

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとするときは、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式 1）を提出しなければならない。

（交付の決定）

第 6 条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

- 2 財団は、第 1 項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。

（申請の取下げ）

第 7 条 前条第 1 項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して 15 日以内に交付申請取下げの届出を行わなければならない。

（経費の効率的使用等）

第 8 条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助事業の変更）

第 9 条 補助事業者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式 2）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えずに、次に掲げる軽微な変更を行う場合についてはこの限りではない。

- 一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合
- 二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の費目の額を、交付決定額の総額の 30%以内で増減する場合

- 2 第 23 条の規定に基づき、交付申請時に申請した賃上げ区分を上回る事業場内最低賃金の引き上げを実施し、当該区分に応じた補助限度額及び補助率の適用を受けようとするときは、変更承認申請書（様式 2）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 財団は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の変更承認を行い、申請者に通知するものとする。財団は、前2項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)申請書(様式3)を提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を届け出た上で、その指示を受けなければならない。

(中間報告及び調査)

第12条 補助事業者は、補助事業の進行状況及び経費の支出状況について財団の要求があったときは、速やかに要求に応じて中間報告書(様式4)を財団が決める期日までに提出することとし、また、財団は、その状況を調査することができる。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は廃止の承認があった場合には、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認があった日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の2月26日のいずれか早い日までに、補助事業が補助金の交付の決定をした会計年度の2月12日までに終了しなかった場合には、補助金の交付の決定をした会計年度の2月26日までに、実績報告書(様式5)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 財団は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助対象経費の額に1/2(第23条の特例の適用を受けた場合は、その率)を乗じた額又は補助金の交付決定額(変更されたときは、変更後の額とする。)のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は額の確定後、別に定める期日までに、精算交付請求書(様式6)を提出し、

補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 財団は前項の請求のあった日の翌月の末日を期限として補助金の交付を行う。
- 3 精算交付により難い特段の事情があると財団が認める場合には、補助事業者は概算での交付を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第 16 条 財団は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は本要綱に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適當な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 財団は、前項の規定により取り消しを行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 第 14 条第 3 項の規定は、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(財産の管理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 13 条第 1 号から第 4 号までに掲げられるものについては、処分を制限する。この場合において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 13 条第 4 号中「機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの」とあるのは「取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び重要な器具」と読み替えるものとする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められる耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(事業化報告及び収益納付)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 5 年間、8 月末まで

に、補助金に係る事業化及び収益状況について、財団に報告しなければならない。

- 2 財団は、前項の報告により、補助事業者が補助事業を実施したことにより相当の収益が発生したと認められたときには、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(収益納付額及び納付期間)

第 20 条 補助事業者の収益納付額は、交付された補助金の額を上限とし、その納付期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度及びその翌年度から 5 年間、又は第 17 条から第 19 条までに基づいて納付した額の累計が交付された補助金の額に達するまでのいずれか早い方とする。

- 2 補助事業者が補助事業を実施したことにより得た収益については、以下の算出方法に基づいて納付額を決定する。

$$\text{納付額} = \{ \text{当該年度収益額 (注 1)} - \text{控除額 (注 2)} \} \times \text{補助金確定額 (注 3)} \\ \div \text{補助対象経費 (注 3)}$$

(注 1) 補助事業を実施したことによる収益

(注 2) 控除額 = (補助対象経費 - 補助金確定額) ÷ 5

(注 3) 額の確定時に通知する金額

(補助金の経理)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

(事業場内最低賃金の引き上げに係る特例の申請)

第 23 条 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、補助事業終了までに事業場内最低賃金を時間給換算で 30 円以上引き上げる企業は、第 4 条の規定により補助金の交付を申請する際に、特例適用申請書 (様式 7) を財団に提出することで、第 4 条第 1 項に定める補助率に関する特例の適用を申請することができる。

- 2 財団は、前項の規定により特例適用に関する申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは第 6 条第 1 項の規定による交付の決定を行う際に、特例の適否を付記し、申請者に通知するものとする。
- 3 財団は、前項の規定により特例を適用するときは、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、補助事業者に対し、補助対象経費について、別表に定める補助率を乗じた額で補助金を交付する。
- 4 前項の特例の適用を受けた補助事業者は、第 13 条の規定による実績報告書を提出する際、特例実績報告書 (様式 8) を財団に提出しなければならない。
- 5 補助事業者が交付申請時に申請した賃上げ区分を上回る賃上げを実施し、当該区分に応じ

た補助限度額及び補助率の適用を受けようとする場合は、第9条の規定に基づき変更承認申請書」(様式2)を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- 6 計画した事業場内最低賃金の引き上げ目標を達成できなかった場合は、実績に応じた補助限度額及び補助率を適用するものとする。

附 則

この要綱は平成29年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月1日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月8日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、平成31年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和2年5月18日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和2年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月12日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和3年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月11日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和4年6月1日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和4年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和5年4月12日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和5年度の補助金について

適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月11日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和6年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月11日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和7年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和8年4月10日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和8年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は令和8年7月1日から施行し、改正後の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱の規定は、令和8年度の補助金(二次募集)について適用する。

別表（第23条関係）

財団は第4条第2項に掲げる補助対象経費に対して、補助率を2/3又は3/4に置き換えて算出した額で補助金を交付する。

賃上げ額	補助率	補助限度額
30円未満の賃上げの場合	1/2	240万円
30円以上60円未満の賃上げを行う場合	2/3	320万円
60円以上の賃上げを行う場合	3/4	360万円

様式 1 (第 5 条関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 津田 純嗣 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付申請書

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、上記補助金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請する事業名

2. 事業テーマ名

3. 補助事業の目的及び内容

別紙 1 事業計画書のとおり。

4. 時給換算額の賃上げ額区分 ※該当区分に☑を記入してください。

	賃上げ額	補助率	補助限度額
<input type="checkbox"/>	30 円未満	1/2	240 万円
<input type="checkbox"/>	30~59 円	2/3	320 万円
<input type="checkbox"/>	60 円以上	3/4	360 万円

補助率 2/3 及び 3/4 に☑を入れた場合、交付要綱第 23 条の規定に基づき、特例適用申請書（様式 7）を本申請書と併せて提出してください。

5. 補助事業に要する経費及び補助金交付希望額

補助事業に要する経費 円
補助対象経費 円
補助金交付希望額 円

6. 別紙

- ・別紙 1 事業計画書
- ・別紙 2 経費内訳書

(別紙 1 (様式 1 関係))

事業計画書

I. 補助事業の目的及び内容

II. 補助事業の計画

1. 補助事業期間

- ・ 補助事業の着手 (予定) 日 年 月 日
- ・ 補助事業の完了 (予定) 日 年 月 日

2. 実施場所 (主たる場所を記載)

3. 担当者

- ・ 事業責任者
- ・ 連絡担当者

様式 2 (第 9 条関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理 事 長 津 田 純 嗣 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金補助事業の変更承認申請書

令和〇〇年〇月〇日付で交付決定通知があった補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付
要綱第 9 条の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 申請した事業名
2. 事業テーマ名
3. 変更の理由
4. 変更の内容
別紙のとおり

別紙 1 (様式 2 関係)

補助事業の変更内容

1 事業の内容

変更する項目	変更前	変更後

2 事業の経費

(単位：円)

経費等 経費区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
計上するすべての経費区分を記載							
合計							

3 補助率及び補助限度額

変更する項目	変更前	変更後
	補助率： 補助限度額：	補助率： 補助限度額：

様式 3 (第 10 条関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 津田 純嗣 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金補助事業の中止（廃止）申請書

令和〇〇年〇月〇日付で交付決定通知があった補助事業の内容を下記のとおり中止（廃止）したいので、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 申請した事業名
2. 事業テーマ名
3. 中止（廃止）の理由

様式 4 (第 12 条関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 津田 純嗣 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金中間報告書
(事業テーマ名 :)

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金について、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の具体的内容
2. 事業の目標
3. 事業スケジュール
4. 進捗内容

様式 5 (第 13 条関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理 事 長 津 田 純 嗣 殿

報告者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金実績報告書

年 月 日付け文書番号をもって交付決定通知のありました 年度公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金について、事業が完了しました (補助金の交付決定をした会計年度の 2 月 12 日までに終了しませんでした) ので、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 申請した事業名

2. 事業テーマ名

3. 補助事業の実施内容

別紙 1 事業報告書のとおり。

4. 補助事業に要した経費及び補助金実績額

補助事業に要した経費	円
補助対象経費	円
補助金実績額	円

5. 別紙

- ・別紙 1 事業報告書
- ・別紙 2 経費内訳書
- ・別紙 3 取得財産等一覧表

(別紙1 (様式5関係))

事業報告書

1. 補助事業の実施内容

2. 補助事業期間

- ・ 補助事業の着手日 年 月 日
- ・ 補助事業の完了日 年 月 日

3. 実施場所 (主たる場所を記載)

(別紙3 (様式5関係))

取得財産等一覧表

1. 補助事業において取得した資産

(単位:円)

財産の名称	仕様	数量	単価	取得等価格	取得等年月日	設置場所 (住所)	備考

2. 補助事業において効用の増加がなされた資産

(単位:円)

財産の名称	仕様	数量	財産の額		設置場所 (住所)	備考
			増加前	増加後		

様式 6 (第 15 条第 1 項関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理 事 長 津 田 純 嗣 殿

請求者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機EL等次世代発光材料分野参
入促進支援補助金について、補助金の額の確定通知があったので、下記のとおり補助金
の交付を請求します。

記

1. 申請した事業名
2. 事業テーマ名
3. 交付請求額

内 訳	
交付決定額	円
確定金額	円

取引銀行

口 座

フリガナ

口座名義

様式 7 (第 23 条関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 津田 純嗣 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金特例適用申請書

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱第 23 条の規定により、上記補助金の交付につき、事業場内最低賃金の引き上げに係る特例の適用を申請します。

記

1. 事業場内最低賃金の引き上げ計画

従業員の所属・氏名：〇〇部〇〇課・〇〇 〇〇

事業場内最低賃金の 引き上げ実績	令和 8 年 3 月時点	賃上げ実施計画 (令和〇年〇月予定)
「基本賃金+最低賃金の対象 となる手当」の額	00,000 円	00,000 円
労働時間数	〇〇時間	〇〇時間
時給換算額	00,000 円	00,000 円
時給換算額の賃上げ額		00 円

2. 補助率及び補助限度額

事業場内最低賃金の時給換算額の賃上げ額〇〇円を計画していますので、
補助限度額〇〇万円（補助率〇/〇）となる特例の適用を希望し、交付申請します。

※根拠資料として、賃上げ基準の 3 月時点の賃金台帳の写し及び
別紙 1 特例適用計算表（計画書）を添付してください。

様式 8 (第 23 条関係)

年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 津田 純嗣 殿

申請者の住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

年度 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金特例実績報告書

年月日付 第 号で交付決定のあった補助事業を完了しましたので、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団有機 EL 等次世代発光材料分野参入促進支援補助金交付要綱第 23 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業場内最低賃金の引き上げ実績

従業員の所属・氏名：〇〇部〇〇課・〇〇 〇〇

事業場内最低賃金の引き上げ実績	令和 8 年 3 月時点	令和 9 年 1 月時点
「基本賃金+最低賃金の対象となる手当」の額	00,000円	00,000円
労働時間数	〇〇時間	〇〇時間
時給換算額	00,000円	00,000円
時給換算額の賃上げ額		00円

2. 補助率及び補助限度額

事業場内最低賃金の時給換算額の賃上げ額が〇〇円となりましたので、補助限度額〇〇万円（補助率〇/〇）となる特例の適用を申請します。

※根拠資料として、対象となる従業員1名の令和9年1月時点の賃金台帳の写し及び別紙1 特例適用計算表（報告書）を添付してください。

※対象となる従業員が変更となった場合、賃上げ基準の3月を含んだ賃金台帳の写し及び別紙1 特例適用計算表（報告書）を添付してください。